

令和 5 年度名古屋市教育委員会第38号議案

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 教育長の指定する学校において、学校の事務の一部を共同して処理することとします。

令和 6 年度及び令和 7 年度は試行導入とし、学校の事務の適正化・効率化、学校事務職員の人材育成等の課題解決に効果的であるかを検証します。

ア 共同して処理する事務等

学校長の定めた予算計画に従い予算執行に関する事務を行うほか、事務の適正化・効率化に資するものとして教育長が定める事務を行います。

イ 指定する学校

弥富小学校、中根小学校、汐路小学校、豊岡小学校、陽明小学校、萩山中学校、汐路中学校（萩山中学校区と汐路中学校区の小中学校 7 校）

ウ 組織等

共同して学校の事務を処理する組織の名称は共同学校事務室とします。
共同学校事務室に共同学校事務室長（課長級）及び事務長（課長補佐級）を置きます。

指定を受けた学校の学校事務職員は、同じブロック内の学校の学校事務職員を兼務し、定期的に集合勤務を行います。

※令和 6・7 年度においては上記 7 校を 1 ブロックとして事務を行います。

- (2) 令和 7 年度に夜間中学を設置することに伴い、規定を整備します。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

（令和 6 年 3 月 22 日提出 総務部総務課）



名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改
正する規則

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教
育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第13条 （略）	第13条 （略） <u>（共同学校事務室）</u> 第13条の2 教育長が別に定める学校に、 <u>共同学校事務室を置く。</u> 2 共同学校事務室の分掌事務は、教育長 <u>が別に定める。</u>
第10章 雑則	第10章 雑則 <u>（夜間中学）</u> 第30条の2 この規則の規定にかかわらず、

<u>夜間その他特別な時間において授業を行う中学校の管理運営の基本的事項は、教育長が別に定める。</u>
--

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。